

令和元年6月10日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26285001

研究課題名(和文) 法廷における異文化衝突の言語分析 法文化の変容と法批判をめぐって

研究課題名(英文) Cultural Confrontations in Courtrooms: Linguistic Analysis

研究代表者

尾崎 一郎(OZAKI, Ichiro)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00233510

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,700,000円

研究成果の概要(和文)： 経済のグローバル化に伴い頻発するようになっている法廷における異文化衝突現象について言語学的手法を用いて日本、台湾、ベルギーで実証的に調査研究した。外国人旅行者や移民が法廷に被告人や証人として関わる状況が典型例である。

調査の結果明らかになったのは、第1に文化衝突現象についての法律家の無自覚さ、法廷通訳などの仕組みの貧弱さであり、第2に法廷における文化衝突現象の表向きの「不在」ということである。規範や価値観の対立が法的な言語により抑制ないし隠蔽されて、表面上は法的な手続が展開されている。分断社会における文化衝突への法的応答の限界が逆説的に明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

グローバル化する世界の各地で頻発している文化衝突の法廷における現れ方を分析することで、各国の法廷が異文化による挑戦を受けて深刻な正統性危機に陥りかねないにも拘わらず法の枠組に守られて多くの法律家が当該問題に鈍感であり続けていることがわかった。これは、法廷通訳の誤訳や不足といった技術的・実践的問題にとどまらず、文化衝突が法システムによってどのように抑圧され不可視化されているかに関わっており、文化衝突に法システムが適切に応答するためにより明瞭に自覚すべき構造的な問題を学術的に明らかにするものである。

研究成果の概要(英文)： We carried out empirical researches on cultural confrontations in courtrooms in Japan, Taiwan, and Belgium. With the world being globalized rapidly, foreign travelers and immigrants have come to appear more frequently in a courtroom as defendants, accused or witnesses. We analyzed what cultural differences among the actors (especially legal professions and accused foreigners) impinge on the legitimacy of the judiciary and legal system as a whole.

What we found is (1) most legal professions are unconscious and insensitive about the cultural confrontations in a courtroom because they only look to legal frameworks that absorb and reduce complex matters stemming from cultural differences into the legalistic formulae, and (2) the cultural confrontations are, therefore, repressed and made invisible which contribute cyclically to the unconsciousness and insensitivity of the judiciary.

研究分野：法社会学

キーワード：多文化主義 法文化 司法通訳 マイノリティ 法批判

## 1. 研究開始当初の背景

本研究に先立って科学研究費基盤(B) (海外学術調査)「西欧の素人裁判官による陪審制度評価の調査——市民の司法参加の正統性基盤——」を平成22年度～平成25年度にかけて行っていた。日本の裁判員制度との対比のためにベルギーにおける古典的な刑事陪審制度についての調査を行うものだったが、傍聴した法廷の多くにおいて、ベルギー人法曹およびベルギー人陪審員と外国人・移民被告人とが対峙する光景を頻繁に目にすることで、現代の先進諸国において、外国人や移民が法廷に現れ、外国人でも移民でもない法律家や裁判員・参審員・陪審員・相手方当事者等との、文化の差に起因するコミュニケーションの困難さに直面していること、それが法廷の正統性を著しく可能性があり早急の対応が必要であることに気付くことになった。

すなわち、グローバル化と流動化が進行した世界において深刻度を増している異文化衝突は、各国の法廷もまたその舞台にし始めている。国家の強制力の動員による公式かつ最終的な決着を求めて、激しい文化衝突を伴う多様な紛争が法廷に持ち込まれているのである。その一方で、法廷に持ち込まれる衝突自身が、法的装置としての法廷の正統性基盤を根源的な法批判によって掘り崩し始めてもいる。なぜなら、西洋法の枠組みを採用する近代法治国家において法廷とは法的討議の空間であり、法の実体的・手続的枠組みに則った普遍的で理性的討議が行われることが、その理念的な正統性基盤となっているのに対し、そうした法廷の手続や規範が、異文化衝突における紛争当事者が立脚する非西洋的で非国家的な法慣習や価値への感受性や応答性をしばしば欠くからである。つまり、一元的な文化に根差した統合的な法規範や法言語や法手続から逸脱した多様な規範や言語や行為が、外国人・移民・先住民などのマイノリティにより法廷に持ち込まれ、衝突し、法廷そのものの正統性を同時に揺さぶりながら、複雑な相互作用を示すようになってきているのである。法廷は紛争解決を強く期待されると同時に期待の裏返しとして正統性に疑義を挟まれるというアンビヴァレントな状態に陥っている。

これは移民やインバウンドと呼ばれる旅行者が激増している近時の日本も例外ではない。むしろ日本ではこの問題についての認識が法務省、裁判所や法曹においても乏しく対応が遅れていることが強く疑われた。この点、日本でもいわゆる法廷通訳の誤訳問題や不足問題についての通訳者による散発的な指摘などはすでに見られたが、法廷における文化衝突の問題を正面から扱った研究は存在しなかった。

## 2. 研究の目的

そこで、経済のグローバル化と社会の流動化が進行する中で、多文化主義の洗礼を受けつつある現代司法が到達すべき新地平へのパースペクティブを提示することを目的とする本研究を立ち上げることにした。すなわち外国人、移民、先住民などのマイノリティを当事者とする訴訟を通じて近代法治国家の法廷を舞台に激増している異文化衝突現象に注目し、法文化の対立／相互変容過程のメカニズムの実態解明と、多文化主義的法批判にさらされた法廷の正統性の修復の可能性の追求を行うのが目的である。法廷内外の闘争における文化衝突を媒介する言説と言語行為に対する理論的かつ経験的な分析によってそれを可能にすることを目指した。

同時に、司法通訳における文化的・言語的誤訳問題に象徴される法廷運営の実践的課題を明らかにするとともに、それらに対する根源的かつ具体的な解決指針を提言することも目的とした。

## 3. 研究の方法

法廷における紛争の実体と処理手続がともに多文化主義的混乱を示しているという難問に、法廷における言説／言語行為に注目しながらアプローチすることにした。法廷における多様な価値・規範言説がどのように展開しているか、そこではどのような異文化衝突が現に起きているか、マイノリティや外国人による法(廷)批判言説はどのようなものであり、それがもたらす正統性基盤の動揺はどのように修復できるか、といった問題を、法社会学、手続法学、比較法学、法言語学の研究者の協働により解明することにした。

具体的には日本の法廷に加えて引き続きベルギーの陪審法廷、そして台湾で導入された原住民法廷(台湾の人口の2.3%ほどを占め固有の言語を持つ先住諸民族(16民族、300言語とも言われる)に関わる事件を専門に扱う法廷)について調査研究を進めた。法廷における異文化衝突の基本的なメカニズムや典型的なパターンを法文化論的な視点から明らかにする法文化班、多文化主義・批判法学的な視点からマイノリティによる法廷批判とそれへの応答の可能性について分析する法批判班、そして、法的に規律された言語空間において、異なる文化的基盤を持つ規範的・価値的言説がいかなる言語行為として現出しどのような揺らぎをもたらすかを分析する法言語班に分かれて調査研究を進めた。共同研究の一環として、法廷通訳の経験の豊富な言語学者や文化衝突・文化受容についての考察で知られる社会心理学者などを招聘しての研究も行ったほか、調査に協力的だった台湾を中心に各国の現役の裁判官、検察官、弁護士、司法通訳、NPO関係者等へのインタビューもできる限り行った。

#### 4. 研究成果

調査研究を進めて行くにつれて、日本、台湾、ベルギーを問わず、法廷における「文化衝突」をめぐる共通の特徴が炙り出されてきた。それは、第1に法律家の無自覚という問題であり、第2に（当初の研究目的に反し）文化衝突の逆説的「不在」という問題である。この2つは相補的、循環的關係にある。

そもそも法律家は本研究が対象とする法廷における文化衝突の問題にしばしばほぼ無自覚であることがわかった。それは、法廷通訳の経験者が告発する問題、すなわち、翻訳・通訳とは発話における語用の文化的なコンテクスト（いわゆる「メタ語用」。司法通訳兼研究者である水野真木子氏によるとこれにはマイクロコンテクストとマクロコンテクストの両方があり、法廷通訳とは言わば「文化仲介者」なのだという。）に配慮した高度な営為であることが裁判官や弁護士に理解されておらず対価も低廉であること、に加えて、今や法廷が法的論点に縮減された専門家同士のコミュニケーションにはおさまりきれない、基本的価値や規範をめぐる多文化主義的な対立の場になりつつあるということが自覚されていない。法律家は、法的論点への縮減というフィルターを通過し得た問題しか見ようとしないうし、見ていない。法廷通訳の誤訳問題等も、単なる個人の技能、技術の問題、あるいは法律に関する知識量の問題としか理解できていないと思われる法律家が多く存在した。元々法システムや経済システムや政治システム、道徳システムとは異なる自律的なコミュニケーションシステムであり、そのことで外部的な雑音から守られているという面を持っている。この原理的な仕組みが、文化衝突という根本的なディスコミュニケーションを把握する手段を法律家から奪い取っているということもできる。いずれにしても法律家は法律家であるがゆえにこの問題に無自覚であり続けている。

そのことと関係して、ベルギーの陪審法廷や台湾の原住民法廷でも、おもてむき文化衝突は「不在」であった。これは、法廷に関わる諸アクターの間での根元的な価値対立や規範のギャップが存在しないということではなく、それら相互の齟齬を明瞭に認識し理性的に討議する空間が可視的・自覚的に構築されていないということである。典型的な姿は、法廷をコントロールする裁判官と、それに準じる弁護士や検察官といった専門家が、ほぼ一方的にマイノリティの当事者や証人に質問を投げかけ発言の機会を統制し不規則発言を抑制することで、結果的にマイノリティが自らの規範的主張や異なる価値観を（自言語にせよマジョリティの言語にせよ何らかの言語で）表明し他者からの批判的吟味にかけるという機会が奪われているというものである。つまりアクター間の対立、規範の齟齬は、不可視化され法廷の表向きコミュニケーションの地平の下部に潜在化してしまうことになる。これを自覚的、自省的に認識し、反証可能な理性的言語によって発話することは至難の業であり、仮に薄々気付いていたとしても、コミュニケーションを阻害するものとしてその言語化が忌避されてしまう。

以上の2点は、先述した、本研究の本来の目的である法廷における文化衝突の実相の解明と法批判言説への応答、そして具体的問題に関する実践的提言、が、深いレベルで困難であることを私たちに気付かせることになった。なぜなら、私たちが着目する多文化主義的なディスコミュニケーションは、ネットやメディアでそうであるような分かりやすく可視的で祝祭的な姿を法廷においては全くとっていないからである。それどころか、表向きの姿はコミュニケーションの不在であり、あるとしてもせいぜい法的な枠組に縮減した形式的なやりとりすぎない。つまり、何らかの共通かつ明瞭な問題が現前していてそれへの応答を考えるというアプローチができない。問題があるということ認識できていない諸アクター（それには、法律家だけでなく、しばしばマイノリティの当事者や証人自身も含まれる。彼らの多くが高等教育を受けておらず自分の置かれている状況を理性的な用語で把握し語り得ないからである。）が語り得ないでいることはそもそも「問題」なのか、そこから考えなければならないことになった。これは本研究における「実態調査」の困難さとも関係していることを認めざるを得ない。問題が可視的でないからだけではない。当人が自覚していない問題を問題として自覚させるような形でインタビューすることは、調査者による被調査者の認知に対する過剰な働きかけであり、「実態」に対する操作でもあるからである。

もちろんこのような（マイノリティが無意識のうちに黙らされ、対立が潜在化させられる）構造を権力的抑圧の体制と単純に捉えて糾弾することは簡単である。しかし、本研究ではそのような一定の規範的立場はとらず、むしろ、現代社会において多様なファクターが交錯することで生まれている複合的分断状況、およびそれと深いところで通底している「個人化」現象との連関で、文化衝突への法的応答の困難さを考えるという視点が切り開かれることになった。複合的分断は社会における個人間の対立、カテゴリーカルな分断をもたらす多様な要素の輻輳・連動・転移によって極めて複雑な様相を呈する。本研究ではその一断面であるところの移民や外国人とマジョリティ国民との法廷における遭遇を取り上げたわけであるが、それですら、問題が不可視化されコミュニケーションが抑圧されていた。ただ、場が法廷である以上、少なくとも法的な言語によるコミュニケーションは、通訳や代理人についての技術的手立てによって、ある程度は可能であることも分かった。複合的分断によるディスコミュニケーションの深化という不可逆的とも思える現代社会における変化に対して、法廷、ひいては法システムはどのような応答が可能なのか、新しい研究課題へと到達することとなった。

## 5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 20 件)

1. 尾崎一郎「所有権概念の社会的機能——包摂と暴走」、法律時報 91 巻 2 号、P.83-87、2019、査読無
2. 尾崎一郎「現代法における「人間」の相対化：企画趣旨」、法律時報 90 巻 12 号、P.4-5、2018、査読無
3. 濱野亮「司法アクセスに関する論点」、立教法学 98 号、P.144-93、2018、査読無  
<https://doi.org/10.14992/00015879>
4. 濱野亮「弁護士急増の司法アクセス政策上の意義——法律事務所分布への影響を中心に」、立教法学 97 号、P.252-214、2018、査読無  
<https://doi.org/10.14992/00015862>
5. 宇田川幸則・張瑞輝「中国における医療損害責任訴訟に関する司法解釈」、名古屋大学法政論集 278 号、P.263-277、2018、査読無  
<https://doi.org/10.18999/nujlp.278.8>
6. 宇田川幸則「米国カリフォルニア州判決を承認執行した中国裁判所の決定」、国際商事法務 46 巻 4 号、P.481-485、2018、査読無
7. 宇田川幸則「日本：問題の所在（ミニ・シンポジウム「アジア諸国における観光立国をめぐる法的諸問題）」」、比較法研究 79 号、P.208-213、2018、査読無
8. 池田公博「警察によるイスラム教徒の個人情報の収集・保管・利用の合憲性—公安テロ情報流出事件」、長谷部恭男・山口いつ子・穴戸常寿【編】『別冊ジュリスト・メディア判例百選〔第 2 版〕』241 号、P.92-93、2018、査読無
9. 堀田秀吾「「無意識」と法」、法律時報 90 巻 12 号、P.14-21、2018、査読無
10. 尾崎一郎「AI の奢り」、法律時報 90 巻 1 号、P.1-3、2017、査読無
11. 尾崎一郎「複合的分断と法——特集の趣旨」、法律時報 89 巻 9 号、P.7-12、2017、査読無
12. 池田公博「性犯罪における被害者保護」、刑事法ジャーナル 54 号、P.39-45、2017、査読無
13. OZAKI, Ichiro, “Book Review: Who Rules Japan? Popular Participation in the Japanese Legal Process, edited by Leon Wolff, Luke Nottage, and Kent Anderson. Cheltenham: Edward Elgar Publishing, 2015, 232 pp.,” *Social Science Japan Journal*, Vol.19, Issue 2, pp.236-238, 2016 査読無  
<https://doi.org/10.1093/ssjj/jyw023>
14. 尾崎一郎・郭薇【訳】「自然法則与法的正義—論法学的の生物科学化—（自然の摂理と法的正義：法学の生物科学化をめぐる）」、浙江大学法律評論 3 巻、P.315-329、2016、査読無
15. 濱野亮「経済社会の秩序形態（二・完）——二軸によるマッピングと現状診断」、立教法学 94 号、P.1-80、2016、査読無  
<https://doi.org/10.14992/00013637>
16. 濱野亮「司法ソーシャルワークによる総合的支援」、立教法学 93 号、P.155-194、2016、査読無  
<https://doi.org/10.14992/00011994>
17. 濱野亮「司法ソーシャルワークと地域連携」、総合法律支援論叢 8 号、P.59-79、2016、査読無  
[https://www.houterasu.or.jp/houterasu\\_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/sougouhouritsushien.files/100779666.pdf](https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/sougouhouritsushien.files/100779666.pdf)
18. 池田公博「刑訴法改正案における協議・合意」、法律時報 88 巻 4 号、P.68-73、2016、査読無
19. 濱野亮「法テラス東京法律事務所における地域連携パイロット部門」、総合法律支援論叢 5 号、P.101-122、2014、査読無  
[https://www.houterasu.or.jp/houterasu\\_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/sougouhouritsushien.files/100574844.pdf](https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/sougouhouritsushien.files/100574844.pdf)
20. 池田公博「裁判員制度の運用状況」、法律のひろば 67 巻 4 号、P.4-11、2014、査読無

[学会発表] (計 20 件)

1. 尾崎一郎「所有権の社会的機能—過少から過剰へ—」、第 11 回基礎法学総合シンポジウム「<所有権>を問い直す—基礎法学の挑戦—」、2018
2. OZAKI, Ichiro & HOTTA, Syugo, “Hate Speech on the Internet: Quantitative Linguistic Analysis,” A Symposium on Cultural Confrontations and Hate Speech in Japan, 2018
3. 高橋裕「法をどのように捉えるか——法社会学からの把握と法史学からの把握」、法史学会近畿部会（第 455 回例会）シンポジウム「法の概念および日本前近代法の特質——水林彪・青木人志・松園潤一郎編『法と国制の比較史——西洋・東アジア・日本』を素材として」、2018
4. 尾崎一郎「紛争行動／法使用行動と法文化について」、法文化学会第 20 回研究大会「法を

- 使う／紛争文化」、2017
5. 宇田川幸則「〔企画責任者・司会〕ミニ・シンポジウム C「アジア諸国における観光立国をめぐる法的諸問題」、比較法学会第 80 回総会、2017
  6. IKEDA, Kimihiro, “Zur Erledigung von Strafverfahren ohne Hauptverhandlung im Japanischen Recht,” 36. Tagung für Rechtsvergleichung “Das Recht und seine Durchsetzung,” 2017
  7. 尾崎一郎・郭薇「ヘイト・スピーチへの応答を考える」、法と言語学会 2016 年度年次大会、2016
  8. 尾崎一郎・堀田秀吾・郭薇「日本におけるヘイト・スピーチ問題の現状と学際的分析」、中日社会学会成立記念シンポジウム、2016
  9. 尾崎一郎「法秩序における引力と斥力」、第 1 回中日法理学国際学術フォーラム、2016
  10. 濱野亮「司法サーヴィスのモデル・チェンジ—いわゆる「司法ソーシャルワーク」からの示唆を中心として」、司法アクセス学会第 10 回学術大会、2016
  11. 濱野亮「司法ソーシャルワークと地域連携—福祉と司法の協働に向かって」、平成 28 年度法テラス神奈川地方協議会、2016
  12. 高橋裕「『法律家の伝記』をめぐるいくつかの論点」、戦時法研究会、2016
  13. 尾崎一郎「日本人参加者代表コメント「比較法研究において法文化・法伝統に注目する意義」、東北亜比較法学シンポジウム（長春理工大学主催）、2015
  14. OZAKI, Ichiro, “Translation and Confrontation: Law, Language and Culture in the Court,” The 4th East Asian Legal Studies Conference, 2015
  15. OZAKI, Ichiro, “Cultural Gaps in the Courtroom: Law, Languages and Implicit Bias,” International Conference on the Prospect and Challenge of Indigenous Legal Institutions（国立台北教育大学・天主教輔仁大学・国立清華大学主催）、2015
  16. 濱野亮「ミニ・シンポジウム②法テラスによる地域連携ネットワーク「企画趣旨」、日本法社会学会 2015 年度学術大会、2015
  17. 濱野亮「司法ソーシャルワークと地域連携」、平成 26 年度法テラスシンポジウム「福祉と司法が連携する社会」、2015
  18. 尾崎一郎「自然の摂理と法的正義」、法理学・法律方法論名家演壇、2014
  19. 高橋裕「法文化論と川島武宜の法社会学」、法文化学会第 17 回研究大会、2014
  20. 堀田秀吾「法コンテクストの雑談」、雑談の美学を考えるラウンド・テーブル、2014

〔図書〕（計 19 件）

1. 尾崎一郎・郭薇・堀田秀吾・李楊「ヘイト・スピーチの規制と無効化—言語行為論からの示唆—」、ダニエル・H・フット・濱野亮・太田勝造【編】『法の経験的社会科学の確立に向けて—一村山眞維先生古稀記念—』（信山社）、P.315-336、2019
2. 濱野亮「弁護士急増がもたらしているもの—弁護士の地理的分布への影響を中心に」、ダニエル・H・フット・濱野亮・太田勝造【編】『法の経験的社会科学の確立に向けて—一村山眞維先生古稀記念—』（信山社）、P.315-336、2019
3. 高橋裕「マックス・ヴェーバーにおける法の概念—経験科学的法概念の再構成に向けて」、水林彪・青木人志・松園潤一郎【編】『法と国制の比較史—西欧・東アジア・日本』（日本評論社）、P.71-107、2018
4. 宇田川幸則「紛争解決」、高見澤磨・鈴木賢【編】『要説 中国法』（東京大学出版会）、P.230-252、2017
5. 柳川隆・高橋裕・大内伸哉【著】 吳波・郭強・柴裕紅等【訳】『時代教育・国外高校優秀教材精選 法律経済学』（機械工業出版社）、P.1-240、2017
6. 尾崎一郎「「ネットワーク社会」における「都市コモンズ」について」、吉田克己・角松生史【編】『都市空間のガバナンスと法』（信山社）、P.267-286、2016
7. 尾崎一郎「ビッキーと孤独な隣人たち—近隣トラブル—」、阿部昌樹・和田仁孝【編】『新入生のためのリーガル・トピック 50』（法律文化社）、P.82-83、2016
8. 高橋裕「ある「法文化」の生成—誰が裁判嫌いの「神話」を生んだのか」、岩谷十郎【編】『再帰する法文化』（国際書院）、P.175-205、2016
9. 尾崎一郎「司法への市民参加と文化ギャップ—ベルギーと台湾の調査からの問い—」、大島和夫・榎澤能生・佐藤岩夫【編】『民主主義法学と研究者の使命 広渡清吾先生古稀記念論文集』（日本評論社）、P.519-536、2015
10. 宇田川幸則「第 5 章 民法」「第 8 章 民事訴訟法」「第 10 章 紛争処理システム」「付録（中国近現代法史関連事項年表・現代中国基本法今年表・学習のための文献案内・主要参考文献）」、高見澤磨・鈴木賢・宇田川幸則【著】『現代中国法入門〔第 7 版〕』（有斐閣）、P.140-188、P.268-286、P.328-354、P.371-401、2016
11. 宇田川幸則「法と政治」、湯浅邦弘【編著】『テーマで読み解く中国の文化』（ミネルヴァ書房）、P.111-131、2016
12. 高橋裕「法廷の暑い夏」、阿部昌樹・和田仁孝【編】『新入生のためのリーガル・トピック 50』（法律文化社）、P.10-13、2016
13. 高橋裕「時間と言葉—医療メデイエーションと和田仁孝の紛争過程論」、西田英一・山本顕治【編】『振舞いとしての法—知と臨床の法社会学—』（法律文化社）、P.275-279、

- 2016
14. 堀田秀吾「法コンテクストの雑談——模擬裁判員裁判での評議における談話の分析——」、村田和代・井出里咲子【編】『雑談の美学——言語研究からの再考』（ひつじ書房）、P.3-21、2016
  15. 佐藤岩夫・濱野亮【編】『変動期の日本の弁護士』（日本評論社）、P.1-233、2015
  16. OZAKI, Ichiro, “Law, Culture and Society in Modernizing Japan,” VANOVERBEKE, Dimitri, MAESSCHALCK, Jeroen, NELKEN, David & PARMENTIER, Stephan (eds.), *The Changing Role of Law in Japan: Empirical Studies in Culture, Society, and Policy Making* (Edward Elgar), pp.50-65, 2014
  17. 尾崎一郎「近隣紛争の解決システム」、新堂幸司【監修】高橋宏志・加藤新太郎【編】『実務民事訴訟講座 [第3期] 第1巻 民事司法の現在』（日本評論社）、P.207-228、2014
  18. HAMANO, Ryo, “Access to Attorneys in Japan and Judicial Reform,” VANOVERBEKE, Dimitri, MAESSCHALCK, Jeroen, NELKEN, David & PARMENTIER, Stephan (eds.), *The Changing Role of Law in Japan: Empirical Studies in Culture, Society, and Policy Making* (Edward Elgar), pp.157-172, 2014
  19. TAKAHASHI, Hiroshi, “Towards an Understanding of the 'Japanese' Way of Dispute Resolution: How is It Different from the West?” VANOVERBEKE, Dimitri, MAESSCHALCK, Jeroen, NELKEN, David & PARMENTIER, Stephan (eds.), *The Changing Role of Law in Japan: Empirical Studies in Culture, Society, and Policy Making* (Edward Elgar), pp.95-110, 2014

## 6. 研究組織

### (1)研究分担者

研究分担者氏名：濱野 亮  
ローマ字氏名：(HAMANO, Ryo)  
所属研究機関名：立教大学  
部局名：法学部  
職名：教授  
研究者番号 (8桁)：80267385

研究分担者氏名：宇田川 幸則  
ローマ字氏名：(UDAGAWA, Yukinori)  
所属研究機関名：名古屋大学  
部局名：大学院法学研究科  
職名：教授  
研究者番号 (8桁)：80298835

研究分担者氏名：高橋 裕  
ローマ字氏名：(TAKAHASHI, Hiroshi)  
所属研究機関名：神戸大学  
部局名：大学院法学研究科  
職名：教授  
研究者番号 (8桁)：40282587

研究分担者氏名：池田 公博  
ローマ字氏名：(IKEDA, Kimihiro)  
所属研究機関名：京都大学  
部局名：大学院法学研究科  
職名：教授  
研究者番号 (8桁)：70302643

研究分担者氏名：堀田 秀吾  
ローマ字氏名：(HOTTA, Syugo)  
所属研究機関名：明治大学  
部局名：法学部  
職名：教授  
研究者番号 (8桁)：70330008

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。